

豊田市立佐切小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 いじめの防止についての基本的な考え方

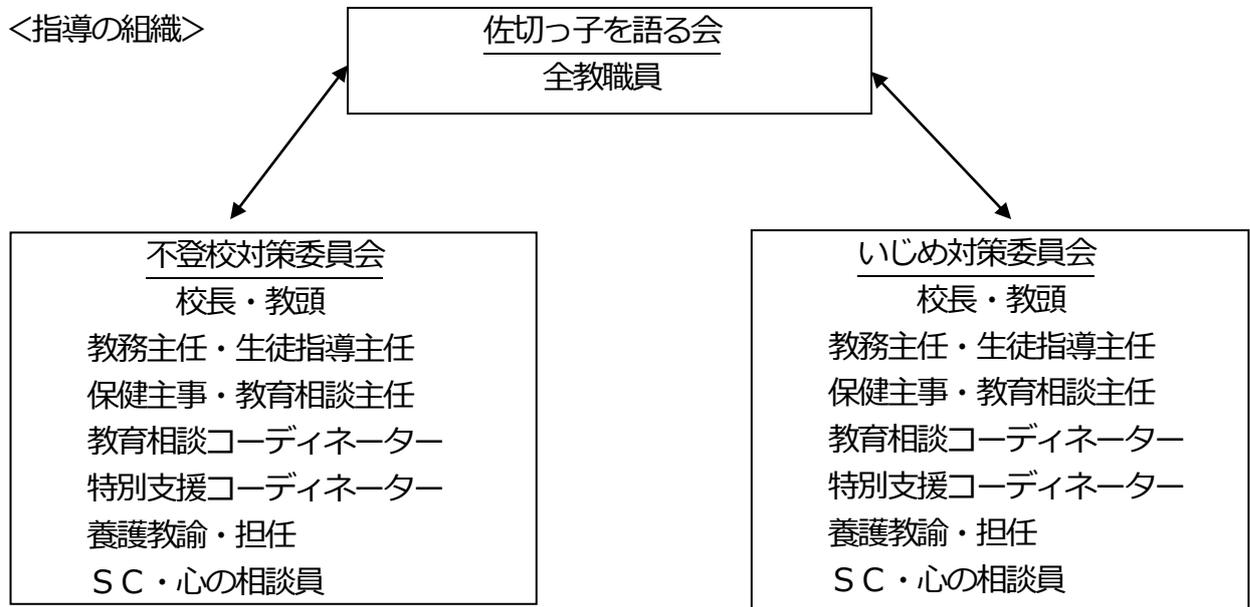
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していくことが大切である。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいかなければならない。

本校が取り組んでいる44年以上にわたる動物飼育活動も「人間関係をつくる力」と「生命を尊ぶ力」を育てることがねらいである。日々の動物との関わりや日常の飼育活動から仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりをすすめていく。

2 いじめ防止対策組織

校内に全職員で関わる「佐切っ子を語る会」を設置し、いじめ対策および不登校対策に向けての体制づくりを行う。児童間で起こる様々な問題を取り上げ、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。



<家庭との連携> 保護者・PTA役員

<地域との連携> 地域学校共働本部・民生児童委員・佐切自治区長

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校通信「やまぼと」やホームページ、学級通信を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ・12月の学校公開日では、道徳科の授業を全学級が公開して、いじめ防止の取組を保護者に知らせる。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、心の相談員、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解決したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

(2) 「いじめ対策委員会」と「佐切っ子を語る会」の開催時期

ア 毎月末に定期的開催する。

イ いじめの事実への対応のため、必要に応じて随時開催する。

(3) 「佐切っ子を語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 動物を育てる活動と植物を育てる活動を重視して仲間と共に助け合い、思いやりの気持ちをもって共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 日常的に自己肯定感を高める活動として、毎月第3水曜日を「キラリデー」とし、「キラリカード」を活用して、友達のよいところを記入する。

エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。人権週間には、「おもいやりの会」を実施し、人権とはいかなることかについて考え、他を尊重することの大切さについて知る。

オ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。また、情報モラルの講演を開き、マナーについて周知していく。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケート（7月、12月、2月）や教育アンケートおよび教育相談デー（6月、11月、2月）を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に早期に、組織的に解決に向けて取り組む。
- イ いじめられている子の訴えに耳を傾けると同時にその子自身のよい点を認め、自信を与えるように支援する。
- ウ いじめの事実関係、背景、理由などを正確に把握する。
- エ いじめている子には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行い、完全にいじめをしなくなるまで注意深く継続指導をしていく。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや心の相談員、豊田市青少年相談センター（パルクとよた）のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価および保護者への学校アンケート（12月）を実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は4月のPTA連絡会にて保護者に配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (3) 教職員がパルク主催等の研修に参加できるような体制づくりを行う。
- (4) 児童対象授業を行う（パルク・弁護士会）

< 佐切小学校いじめ防止の取組年間計画表 >

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体計測	○PTA連絡会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○家庭訪問	
5月		D	○さつまいも栽培 ○野菜づくり		
6月	↓		○教育アンケート ○教育相談デー	○授業参観 ○学校運営協議会	
7月		○パレクとよた研修		○いじめアンケート	○個別懇談会
8月	C ↓	○現職教育 いじめ対応			
9月		A		○身体計測	○授業参観 ○学校保健委員会 ○保護者アンケート
10月	↓		○パレクとよた授業		
11月		P ↓		○教育アンケート ○教育相談デー	
12月	D ↓		○いじめアンケート	○授業参観 ○個別懇談会 ○親子活動	
1月	C ↓		○身体計測	○学校公開日	
2月		A	○動物フェスティバル (動物飼育の歌)	○教育アンケート ○教育相談デー ○いじめアンケート	○学校運営協議会
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○6年生を送る会		
通年	P ↑	○いじめ対策委員会 ○佐切っ子を語る会 ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○各種研修会への参観・OJT ○SCの定期的な参加	○動物飼育活動 ○集会における校長講話 ○道徳教育の充実 ○体験活動の充実 ○情報モラル指導	○いじめ対策委員会(月1回開催) ○健康観察の実施 ○SC・心の相談員による相談 ○キラリデー	○立哨活動

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。